

山口市土木系工事における快適トイレの実施要領

1 目的

本要領は、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

山口市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。

3 快適トイレの標準仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（１）と（２）に示す項目を全て満たす仮設トイレとする。（（３）は推奨する仕様であり、任意とする。）なお、男女別での各１基設置を標準とする。ただし、男女どちらかのみ従事する場合は１基のみの設置でよい。（１基を男女共用としてはいけない。）

（１）快適トイレに求める機能【必須項目】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必須項目】

- ⑦男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意項目】

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する場合は、設置前までに、工事打合せ簿に次のア～ウを記載して監督員に提出する。なお、添付書類（快適トイレの仕様を示すカタログや見積書等）を工事打合せ簿に添付して提出する必要はないが、監督員が請求した場合は、受注者はこれを提示すること。
 - ア 「3 快適トイレの標準仕様」のうち、満足している仕様
 - イ 設置予定基数
 - ウ 設置予定期間
- (2) 発注者は、受注者から提出された工事打合せ簿の内容を確認し、快適トイレに関する取組として設計変更の対象とすることを回答する。なお、受注者からの提案内容が本要領を満足する場合は、原則として受注者の提案を認めること。
- (3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に工事打合せ簿にて、リース料金と日数が確認できる資料（リース業者から受注者宛に提出された見積書の写し等）を監督員へ提出する。発注者は、提出された資料をもとに、「5 快適トイレに係る費用の計上」により費用を算出し、計上する。
- (4) 受注者は、快適トイレを当該工事現場に設置した状況が分かる写真を工事完成図書（工事写真）として提出すること。

5 快適トイレの設置に係る費用の計上

- (1) 全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが市場に流通していないことが想定されるため、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、男女別で各 1 基（計 2 基／工事※²まで）を計上できるものとする。
（102,000 円／2 基・月が上限）
- (3) 費用は、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 2 基／工事※²より多く設置する場合や積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わないが、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができる。
- (6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。
- (7) 1 ヶ月未満のリース料については、1 ヶ月を 28 日として日割り計算した額により対

象日額を計上することができる。

- (8) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品相当額）を除いた額

※2：「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

【具体的な設計計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 80,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 70,000 円)

⇒積算で計上する費用：51,000 円／基・月

- ② 実際に導入した快適トイレ費用 35,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 25,000 円)

⇒積算で計上する費用：25,000 円／基・月

- ③ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 105,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 95,000 円)

⇒積算で計上する費用：95,000 円／基・月

- ④ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 210,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 200,000 円)

⇒積算で計上する費用：102,000 円／基・月

6 留意事項

快適トイレの設置は、工事成績評定の加算対象としない。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。